

企画競争説明書

業務名称：セネガル国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト

案件番号：180530

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年3月上旬～2023年2月下旬

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」も参照してください。

第1期：2019年3月上旬～2020年8月下旬

第2期：2020年10月上旬～2023年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XOF 1 = 10.195430 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任/水産資源共同管理
- b) 研修プログラム/研修教材開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 40.55 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加點*
- ⑤価格加點*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水産資源管理及び水産関連研修に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／水産資源共同管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

1) 類似業務の経験：水産資源共同管理に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 研修プログラム/研修教材開発】

1) 類似業務の経験：水産分野の研修プログラム及び教材開発に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

セネガル国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (34.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 業務主任／水産資源共同管理 | (27.00) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (11.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 4.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | (7.00) | (12.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 7.00 | 7.00 |
| シ) 業務管理体制 | - | 5.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 研修プログラム/研修教材開発 | (16.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月24日(木) 14:00～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

セネガルでは国民の年間1人あたりの魚消費量は26kgと多く、水産業は就業人口の約17%、輸出総額の約14%を占めており、中でも零細漁業による漁業生産量は全体の約83%を占めている¹。また、セネガルの周辺国（モーリタニア、カーボベルデ、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア、シエラレオネ、コートジボワール）においても水産業は社会・経済発展に重要な産業として位置付けられ各国の開発政策に記載されている。

他方、これら各国の海域では水産業の発展による漁獲圧の高まり等により、水産資源の減少と魚体の小型化の兆候がみられ、水産資源管理が重要な課題となっている。

上記背景を踏まえセネガル政府は JICA の協力も得て水産資源の持続可能な利用を目的に「漁業者と行政による水産資源共同管理」を推進中であり²、活動サイト（漁村）では漁業者組織の能力強化や参加型監視等の優良事例・教訓が得られつつある。

このような状況下、セネガル水産局は、上記優良事例・教訓に基づく水産資源共同管理を全国に普及する政策・計画を策定しており³、これを推進する同国の中央・地方行政官・漁民リーダーの能力強化が喫緊の課題となっている。

また上記優良事例・教訓は、セネガル及び上記周辺国の水産局長等が出席する地域セミナー「零細漁業の共同管理」で共有され、ダカール宣言として纏められた⁴。これを受け、同周辺国はセネガルに対し「水産資源共同管理の知見強化」及び「研修による共同管理の経験共有」等の具体的な支援を要望している。

このような現状と背景により、セネガル政府は我が国に対し、セネガルにおける水産資源共同管理の普及・拡大及び周辺国における水産資源共同管理の実施促進を目的とした「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト」（以下、プロジェクト）を要請した。

同要請をうけて JICA は 2015 年に詳細計画策定調査を実施したが、その後セネガル水産局と案件規模・内容について見直しを行い、以下の内容のプロジェクトを実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

¹セネガル国水産セクターレビュー情報収集・確認調査報告書(2017年)、REVUE ANNUELLE CONJOINTE RAC-2018、Rapport de Revue Sectorielle 2018(2018年)

²開発調査「漁業資源評価・管理計画調査」(2003-2006年)、「漁民リーダー育成・零細漁業組織強化プロジェクト」(2009-2013年)

³水産分野政策書簡(LPS)(2007年)、セネガル国水産開発政策書簡2016-2023年(LPSP)、水産養殖セクター投資フレーム2017-2023年(CISPA)

⁴ダカール宣言：「地域の資源状態悪化・零細漁業における過剰漁獲・中央政府による資源管理の限界・共同管理の成果を鑑み、参加国において共同管理アプローチを採用・試行・普及することを推薦する」

セネガルにおいて水産資源共同管理の実施が強化・普及され、周辺国において水産資源共同管理の実施が促進される。

(3) プロジェクト目標

セネガルにおいて水産資源共同管理の普及体制が強化され、周辺国において水産資源共同管理の実施能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果1：水産資源共同管理の制度が強化され、セネガルの水産現場で実施される。

成果2：水産資源共同管理の普及方法・ツールが開発される。

成果3：水産資源共同管理の優良事例が周辺国に共有される。

成果4：セネガルと周辺国において水産資源共同管理の活動・普及計画が作成される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

活動1-1 水産資源共同管理の普及の為に組織を整備する。

活動1-2 キックオフ・ワークショップを開催する。

活動1-3 セネガルにおける水産資源共同管理の状況を確認する。

活動1-4 セネガル国内に水産資源共同管理の成果を共有し普及する。

活動1-5 それらの現場で水産資源共同管理を実施する。

【成果2に係る活動】

活動2-1 水産資源共同管理の優良事例を特定する。

活動2-2 普及方法・ツールを特定する。

活動2-3 講師研修計画・ツールを作成する。

活動2-4 ステークホルダー研修計画・ツールを作成する。

【成果3に係る活動】

活動3-1 ワークショップ（広域能力強化研修）参加者の選定基準を決める。

活動3-2 ワークショップを開催する。

活動3-3 水産資源共同管理マニュアルを作成する。

【成果4に係る活動】

活動4-1 各国の水産資源共同管理の優先活動を明らかにする。

活動4-2 各国の水産資源共同管理の活動・普及計画を作成する。

活動4-3 プロジェクトのラップアップ・ワークショップを開催する。

(6) 対象地域

セネガル：ダカール州（面積 547km²・人口約 260 万人）及び沿岸地域（プロジェクト開始後の調査を経て協議のうえ決定する数箇所の現場）

ワークショップ参加国：モーリタニア・ガンビア・ギニアビサウ・ギニア・カーボベルデ・シエラレオネ・コートジボワール（※）

※JICAの水産関連のアドバイザー派遣または支援が想定されるモーリタニア・ガンビア・ギニア・コートジボワールの4か国程度については同国の言語・政策・水産資源共同管理実施状況等をふまえてフォロー可能国として帰国参加者の帰国後の活動支援を想定。

(7) 関係官庁・機関

セネガル国漁業・海洋経済省水産局 (DPM)

3. 業務の目的

「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2018 年 12 月 12 日にセネガル国漁業・海洋経済省と締結した R/D に基づいて実施されるプロジェクトにおいて「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

同趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗と成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、この提言等について、必要性・妥当性の観点から検討を行い、必要な対応 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(2) プロジェクト運営体制

本プロジェクトの実施機関はセネガル国漁業・海洋経済省水産局 (以下、水産局) となるが、同機関はセネガルの海面漁業の水産行政を担当する機関であり研修機関ではない為、本プロジェクトで実施する研修は水産局による具体的な水産資源共同管理の実施の強化・普及・促進の為の活動であることに留意する。

また、水産資源共同管理においては、参加型監視のように実施機関の水産局だけでなく漁業・海洋経済省の保護監視局が担当する内容も含まれることから、本プロジェクトでは、それら関係部局も参加機関とする合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee、以下 JCC) を設けることとなっている。この JCC においてワークプランの承認や見直し、円滑な実施調整を行うこと。

(3) 水産セクター開発計画への貢献

本プロジェクトは、セネガル政府の上位計画と水産開発政策の実現化へ寄与する

ことが求められている。従って実施期間中に作成される報告書等においても同計画・政策における本プロジェクトの位置づけを明確にし、具体的な成果を示し同計画・政策の実現を促進するものとする。

(4) 上位目標の達成に向けた自立発展性

本プロジェクトは、プロジェクト目標の達成の為にセネガルにおいて水産資源共同管理の普及体制強化と、周辺国において水産資源共同管理の実施能力強化を行うと共に、上位目標の水産資源共同管理の実施の強化・普及・促進がプロジェクト終了後に達成できるようプロジェクト期間中から自立発展性の確保について工夫すること。

(5) C/P のオーナーシップの確保

セネガルの漁業・海洋経済省の主体性を引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

また、ワークショップ参加国に対しても主体性を引き出し、積極的に自国の水産資源共同管理政策の促進に取り組む国に重点的に支援することとする。

(6) 水産資源共同管理の制度

本プロジェクトにおける水産資源共同管理の「制度」とは、水産資源共同管理を実施する為の関連法規・体制・予算による構成を想定する。

セネガルにおいては、漁業法実施細則で水産資源共同管理の推進とその水産資源共同管理の実施主体となる零細漁業地方審議会（CLPA）が規定されている。CLPAの予算については、漁業ライセンス料の60%などを原資とするCLPA活動基金の省令が公布されているが適切に配賦されていない。本プロジェクトでは、この水産資源共同管理の制度が機能するよう支援することが想定される。

(7) 水産資源共同管理の普及体制

本プロジェクトにおける水産資源共同管理の「普及体制」とは、水産資源共同管理を普及する為の組織・人材・ツール・予算による構成を想定する。

セネガルにおける水産資源共同管理の普及の仕組みは、行政がCLPAの活動及び状況を定期的にモニタリングすることにより各CLPAの優良事例・課題を把握して、必要に応じて技術面・資金面で課題解決を支援し、課題解決に参考となる事例を他のCLPAに共有する仕組みが想定される。

同仕組みの中で中央・地方の行政官は、それぞれの役割を認識して活動することが求められるが、中央・地方の行政官はステークホルダーに対する水産資源共同管理の強化・普及の為の技術・ファシリテーション能力を向上させることが必要となっている。その為、本プロジェクトにより、それら中央・地方の行政官を水産資源共同管理の普及方法・ツールを活用したステークホルダー研修の為の講師となるよう支援することが想定される。

同普及体制は、プロジェクトやドナーの資金や支援が無くても機能する体制とし、現在のセネガルの行政実施状況とCLPAの実態をふまえて過大な費用や労力のかからないよう工夫すること。また、漁業・海洋経済省の中央部局と地方部局の役割を

明確にし、持続可能で効果的な連絡・連携の体制の確保に留意すること。

なお、この普及体制の構成・仕組み・機能等につきプロポーザルで提案すること。

(8) 普及ツール

本プロジェクトでは、水産資源共同管理の実施の強化・普及・促進の為のツールの開発が期待されている。水産資源共同管理の実施様式・方策は各現場において異なり、一つをモデルとすることは困難である。従って、同ツール開発においては、一つのモデル普及のためのツールではなく、水産資源共同管理に向けた活動のメニューから各現場の状況に応じた活動を取捨選択できるツールとなることが想定される。

また、本プロジェクトでは、水産資源共同管理に向けた実施関係者の意識・行動・実施状況の変様を客観的に評価する為の水産資源共同管理モニタリング評価ツールの開発を行う。

さらに、同ツールは、本プロジェクトの期間中のみならず、今後周辺国において実施される水産資源共同管理の実施状況の評価にも活用できる内容とし、周辺国で活用されるような作成手順をふむよう工夫する。

(9) 参加国内の共同管理対象地域の選定

セネガル国内の水産資源共同管理の優良事例を特定する過程で、同事例についてのワークショップの実施に適したセネガル国内の現場を選定する。この場合、同事例が進んでいる現場と、同事例を新たに取組むことが有効な現場の2つのタイプを選定する。

セネガル以外の参加国については、水産資源共同管理の準備状況・実施状況と研修後のモニタリングの容易さ等を考慮して選定する。

JICA の水産関連アドバイザーが派遣される国または支援が想定される国については、適宜アドバイザーからの要望も聞きつつ対象地域の選定を行い（アドバイザーに支援を求める形ではない）、それら以外の国については、参加国による選定となるが、モニタリングの容易さ等に考慮するようキックオフ・ワークショップで助言すること。

(10) ワークショップ

本プロジェクトでは、キックオフ・ワークショップ、ワークショップ（広域能力強化研修）、ラップアップ・ワークショップが想定されている。この内、キックオフ・ワークショップとラップアップ・ワークショップは座学中心の内容になることが想定される。

一方、ワークショップ（広域能力強化研修）は、セネガル国内の現場で水産資源共同管理の普及体制を機能させ実施を進める為のステークホルダー研修に参加する形の On-the-Job Training (OJT) の形で実施することとする。なお、各ワークショップ参加者の渡航経費等を本見積りに計上すること。

(11) ワークショップ参加国

ワークショップ参加国への連絡やワークショップへの招待はセネガル国水産局が調整・実施するが、効果的・有効的と判断される場合、ワークショップ参加国の

内コートジボワール以外の国がメンバー国の西アフリカ地域漁業委員会（CSRP）と協力して連絡やワークショップ開催調整を検討する。

キックオフ・ワークショップにおいて、本プロジェクトの内容・スケジュールを改めて説明し、プロジェクトで実施するワークショップへの期待・要望・意向等を確認する。

なお、ワークショップ参加国の中には、積極的にプロジェクトに参加する国とそうでない国が出ることも予想される。その場合は、プロジェクトは上位目標を意識して参加国に応じた投入の選択と集中を行う。

（12）研修

本プロジェクトでは、講師研修とステークホルダー研修が想定されている。講師研修とは、本プロジェクトで開発するツールを活用した水産資源共同管理の普及体制の人材となる講師を育成する為の研修であり、ステークホルダー研修は同講師による水産資源共同管理の普及体制を機能させ実施を進める為の研修とする。

講師は、セネガル国内の水産資源共同管理強化・普及を国・地域レベルで担う人材・人数が想定される。ステークホルダーは、水産資源共同管理強化・普及を現場レベルで担う行政官と零細漁業者代表等となる。

なお、ステークホルダー研修の一部は、ワークショップ（広域能力強化研修）としてワークショップ参加国が OJT の形で参加する。

（13）既存リソースの活用

普及体制強化・ワークショップ開催・研修計画・ツール作成においては、現存する組織・施設・資料を効果的に活用し、全てを新たに設立/作成/検討するのではなく既存リソースを積極的に活用してプロジェクト目標を達成すること。

（14）他ドナーとの連携

本プロジェクトで確認する水産資源共同管理の実施状況や開発するツールは、世界銀行・欧州連合・アメリカ合衆国国際開発庁等の支援による水産資源共同管理の事例も対象とする。

また、本プロジェクトで実施する水産資源共同管理の実施・ステークホルダー研修やワークショップは、水産資源共同管理の実施の強化・普及・促進を進めるために他ドナーの水産資源共同管理のプロジェクトの C/P も対象に含めることが想定される。

（15）契約の分割

本業務については、契約期間は以下の2つに分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2019年3月上旬～2020年8月下旬
セネガルにおいて水産資源共同管理のツール開発と、セネガル国内でのそれら活用を含む水産資源共同管理の実施
- ・ 第2期：2020年10月上旬～2023年2月下旬
セネガル国内でのツール活用による水産資源共同管理の優良事例の周辺国への共有と、セネガル及び周辺国の水産資源共同管理の活動・普及計画作成

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(16) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトの実施に際しては、漁村部や流通・加工関係者に女性が多くいることから、女性の参加を促進することとする。

6. 業務の内容

本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAとの協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

(1) ワーク・プランの作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法・業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（仏文・和文）に取りまとめる。

同プランをもとに、セネガル側関係者と協議、意見交換して修正版を作成し、JCCで合意を得る。

(2) キックオフ・ワークショップの開催

キックオフ・ワークショップは、セネガル及びワークショップ参加国の高官を含む受益者約80名程度を対象として開催し（この内、ワークショップ参加国からは各国3名程度）、上記のワーク・プランにもとづき本プロジェクトの内容・スケジュールをあらためて説明してプロジェクトで実施するステークホルダー研修・ワークショップ（広域能力強化研修）への期待・要望・意向等を確認する（開催期間1日程度）。

加えて、プロジェクト実施期間中にセネガル及び周辺国の主体性・積極性に応じて支援の強弱をつけてステークホルダー研修・ワークショップを開催することを説明する。

ワークショップ参加国からの水産資源共同管理の状況・カンントリーレポートの発表及び意見交換を通じて各国のベースライン調査の一部として活用する。

(3) セネガルにおける水産資源共同管理の普及体制調査と体制整備

セネガルの水産資源共同管理に関係する部局の役割を組織図・省令・実情等をふまえて調査・整理し、既存の普及体制（組織・人材・ツール・予算等）の状況・課題・その解決策をセネガル側関係者が主体的に把握し分析して、セネガルが目指す普及体制を検討するよう支援する。

さらに、その目指す普及体制を実現する為に部局の役割を明確化する省令等が必要となる場合は、C/Pが主体的に手続きを進めるよう支援する。

(4) セネガルにおける水産資源共同管理の実施状況調査

セネガルの水産資源共同管理の実施について、実施体制・管理対象・管理方策・管理状況等について調査し、それら結果についてセネガル側関係者が主体的に優良事例・教訓を整理し分析出来るよう支援する。

なお、この調査においては、上記(3)で検討した水産資源共同管理の普及体制によるモニタリングを試行して各 CLPA の水産資源共同管理の実施状況を把握し、検討された普及体制の有効性の確認を行う。

この水産資源共同管理の実施状況調査は、近年、既に世界銀行の支援により実施されているとの情報もあるが、適宜、その調査報告書を参照し、その報告書も活用すること。

(5) 水産資源共同管理の普及方法・ツール開発

上記(4)の結果をふまえ、C/Pの主体性を得つつセネガルにおける水産資源共同管理の課題を分析し、その上でセネガルにおける優良事例・教訓とセネガル以外の国(日本を含むアジア等)での有効な課題解決策も含めて水産資源共同管理の普及方法・ツール(水産資源共同管理モニタリング評価ツールも含む)の開発を支援する。このツールは、プロジェクト実施期間中にのみ使用されるツールではなく、プロジェクト実施後も国内・周辺国で活用されるような作成手順を踏み、効率的・有効的と判断される場合、CSRP等の現地パートナーと協力した開発方法も検討する。

また、これら普及方法・ツールを活用してステークホルダー研修を実施するセネガル人講師を育成するための講師研修を実施する。そして、C/Pのオーナーシップを確保しつつ、これらセネガル人講師によるセネガル及び周辺国の中央・地方行政官と零細漁業者代表等を対象としたステークホルダーへの研修(ステークホルダー研修)とワークショップ(広域能力強化研修)の開催を支援する。

(6) 水産資源共同管理のセネガル国内での実施

セネガルにおいて水産資源共同管理の優良事例を明らかにする際、それら現場の課題・問題点も把握し、それら課題・問題点についての具体的な取組を試行的に支援することにより水産資源共同管理のセネガル国内での実施を進め、それら事例のツール開発・研修・ワークショップ・水産資源共同管理の実施における活用方法を明確にする。

さらに、上記(5)で開発した水産資源共同管理の普及方法・ツールを活用したセネガル人講師による水産資源共同管理の普及体制を試行し、セネガルにおける水産資源共同管理の実施を行う。

同試行においては、水産資源共同管理の実施状況を評価する為の水産資源共同管理モニタリング評価ツールに必要な項目(質問や確認事項等)の検討や同ツール案作成支援も並行して行い、同モニタリングを継続して中央・地方行政官と零細漁業者代表が実施出来るように支援する。

(7) 優良事例の周辺国への共有としてのワークショップ(広域能力強化研修)開催

セネガルの水産資源共同管理の優良事例の周辺国への共有にかかる活動として、セネガルでのワークショップ開催とフォロー可能国における現地フォローが想定

されている。

第1回ワークショップ開催前に、フォロー可能国においては有効なワークショップへの参加者選定の支援を行う。

ワークショップ（広域能力強化研修）は3回の実施を想定している。これらワークショップはセネガルにおいて開催し、周辺国の中央・地方行政官と零細漁業従事者代表を対象として（ワークショップ参加国から各国3名程度）、セネガル人講師によるダカールならびにセネガル国内の現場の行政官・零細漁業従事者代表を対象とするステークホルダー研修へ参加するOJT形式で実施する（開催期間5日間程度）。

以下の時期にてワークショップを実施することとするが、詳細については、実施機関と協議して決定すること。

ア 第1回ワークショップ（2020年12月頃）

イ 第2回ワークショップ（2021年6月頃）

ウ 第3回ワークショップ（2022年2月頃）

（8）フォロー可能国への支援

ワークショップ（広域能力強化研修）の前または後に、フォロー可能国におけるワークショップへの準備またはワークショップ成果強化（ツールの現場での使用方法改善助言等）の為の支援を行う。なお、同支援では、それらの国にJICAの水産関連のアドバイザーが派遣されている場合やそれらアドバイザーの活動国である場合は、それらアドバイザーの要望も聞きつつワークショップの準備（研修に向けた課題分析等）やワークショップの成果活用の支援を行うこと。

同アドバイザーが本プロジェクトの支援を行う形ではなく、同アドバイザーが各々の活動国の水産資源共同管理の実施促進を行う場合に、本プロジェクトがその活動を支援する形とすること。

（9）水産資源共同管理マニュアルの作成

本プロジェクトを通じて得た教訓・事例もふまえて、水産資源共同管理の普及ツールの一部をなす水産資源共同管理マニュアルの作成を支援する。

（10）水産資源共同管理の活動・普及計画の作成

本プロジェクトの講師研修・ステークホルダー研修・ワークショップ等の成果を活用し、セネガル及びワークショップ参加国においてプロジェクト終了後の水産資源共同管理の活動・普及計画の作成を支援する。

同計画作成においては、持続的な計画となるよう、他ドナー支援等がないと実施出来ない内容ではなく、各国の社会経済・水産資源共同管理に向けた関係者の能力や予算状況等も考慮して実施可能な内容とすること。

なお、これら計画作成時には、プロジェクト内で開発する水産資源共同管理モニタリング評価ツールを活用してベースラインを把握し、計画終了時の目標設定・指標設定を行う。

（11）ラップアップ・ワークショップの開催

ラップアップ・ワークショップは、セネガル及びワークショップ参加国の高官を

含むプロジェクト関係者約 80 名程度を対象として開催し（この内、ワークショップ参加国からは各国 3 名程度）、上記（10）で作成した活動・普及計画を各国が発表し、自国内外にそれらの実施を発表することにより先方関係者のコミットメント醸成を図ることとする（開催期間 1 日程度）。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

| 年次 | レポート名 | 提出時期 | 部数 |
|-------|--------------------------------|--|------------------------------|
| 第 1 期 | 業務計画書（第 1 期） （共通仕様書の規定に基づく） | 契約締結後 10 日以内 | 和文：5 部 |
| | ワーク・プラン（第 1 期） | 業務開始から約 3 ヶ月後 | 和文：3 部 仏文：5 部 |
| | モニタリングシート | 業務開始から半年ごと | 和文：3 部 仏文：3 部 |
| | プロジェクト業務完了報告書（第 1 期） | 2020 年 8 月上旬 | 和文：5 部 仏文：5 部 |
| 第 2 期 | 業務計画書（第 2 期） （共通仕様書の規定に基づく） | 契約締結後 10 日以内 | 和文：5 部 |
| | ワーク・プラン（第 2 期） | 業務開始から約 1 ヶ月 | 和文：3 部 仏文：5 部 |
| | モニタリングシート | 業務開始から半年ごと | 和文：3 部 仏文：3 部 |
| | プロジェクト業務完了報告書（第 2 期） | 契約終了時 なお、ドラフトを 3 ヶ月前に提出し、JICA からのコメントを踏まえて最終化 | 和文：5 部 仏文：5 部 CD-R：3 枚 |

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 講師研修用・ステークホルダー研修用教材
- イ 普及ツール（水産資源共同管理モニタリング評価ツールも含む）

- ウ 水産資源共同管理マニュアル
- エ 水産資源共同管理の活動・普及計画

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2019年3月上旬～2020年8月下旬
- (2) 第2期：2020年10月上旬～2023年2月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約16 M/M
(全体) 約70 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 業務主任/水産資源共同管理（2号）
- イ 研修プログラム/研修教材開発（3号）
- ウ 水産資源管理方策
- エ 業務調整/研修管理

(3) フォロー可能国への支援

フォロー可能国への支援回数は、第2期において各国4回程度を想定する。各国滞在期間はそれぞれ1週間程度と想定されるが、それらの期間・対象人数等の詳細については、実施機関と協議して決定する。

3. 対象国の便宜供与

セネガル水産局のC/P配置と事務所スペースが提供される。その他、プロジェクトの実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 参考資料

【貸与資料】

- ・セネガル共和国広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）

連絡先：農村開発部第二チーム 池田 誠 Ikeda.Makoto@jica.go.jp

【公開資料】

- ・セネガル国IUU漁業対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038413.html>
- ・セネガル共和国 水産セクターレビュー情報収集・確認調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032875.html>

- ・セネガル共和国 バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト(PROCOVAL)ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033852.html>

- ・セネガル共和国 漁民リーダー・零細漁業組織強化プロジェクト(COGEPAS)ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022268.html>

- ・セネガル共和国 漁業資源評価・管理計画調査最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000170293.html>

【配布資料】

- ・R/D (写)

5. 現地再委託

以下の項目にかかる業務の一部については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) 普及方法・ツール（水産資源共同管理モニタリング評価ツールも含む）開発補助

(2) ワークショップ開催（企画・運営補助、会場・参加者の調整・手配等）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。セネガル・ガンビア・ギニア・モーリタニアの治安状況については、JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィスと在セネガル日本大使館・在ギニア日本大使館・在モーリタニア日本大使館、コートジボワールの治安状況については JICA コートジボワール事務所と在コートジボワール大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、それら事務所・オフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等についてそれら事務所・オフィスと緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の

支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 11 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上